

外国人旅行者向け免税制度見直しの背景

令和7年度税制改正で、外国人旅行者向けの免税制度が見直しされました。免税購入品の国内での横流し等の不正に対応するため、消費税課税で販売し、事後的に消費税相当額を返金する「リファンド方式」に見直し、令和8年11月1日から適用を開始します。

改正前においては、国内での横流しを防止する観点から、免税販売に係る各種要件を定めていますが、リファンド方式においては、税関で持出し確認が行われるため、免税店の事務負担軽減、外国人旅行者の利便性向上といった観点から、これらの要件の見直しを行います。

- ・ 通常生活の用に供するか否かの判断

免税店で販売する際に、現在要件とされている「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断を不要とする。

- ・ 免税成立時期の明確化

旅行者は、購入から90日以内に税関の持出し確認を受けなければならないこととする。

- ・ 制度の適正な運用のための措置

購入した免税品を郵便局等から国外へ別送した場合、税関は、その送り状等により持出し確認を行っている。この取扱いが不正に多用されていることを踏まえ、免税品の別送を認める取扱いを廃止することとする。免税店から直接海外に配送する直送制度の仕組みは、引き続き存置する。

外国人旅行者が免税品の横流しの不正をすることに興味を覚え、財務省・経済産業省から出ている「見直しの背景」を調べてみました。

令和4年4月から令和6年3月における免税購入額と税関の検査状況によると、1億円以上の高額購入者では9割以上が捕捉（税関で検査する）できず、捕捉した9割超を賦課決定しても、ほぼ全てが滞納しています。1億円以上の購入金額層で免税購入出国者数は690人、免税購入金額は2,332億円となっています。すると、消費税額でおよそ233億円にもなります。

免税購入者は、出国時に税関へ旅券を提示しなければならないのですが、多額の不正を行おうとする者は、旅券提示を回避するなどにより、多くの者が税関検査を逃れているのが実態です。そのため税関においては、高額購入者を中心に航空会社との連携等により、免税購入者の捕捉に努めているところであり、仮に捕捉できても、税関検査は任意であり、検査を受けないことを理由に出国を止めることができません。税関検査が十分にできないため、不正を行っていても、消費税の

賦課決定ができないままです。特に、1億円以上の高額購入者は、全てが不正を行っているとは言えませんが、消費税免税で購入していても、税関や国税当局で捕捉し、検査を行ったほぼ全ての者について、適正に国外へ持ち出している事実が確認されず、消費税が賦課決定されています。また、これらの者のほとんどは、納税資金を持ち合わせておらず、ほぼ全てが滞納となったまま、海外へ出国されている状況です。

他方で、免税店においては、疑わしい者への免税販売を避けるために、自主基準を設ける業界や、やむを得ず免税販売自体を停止する事業者も出て来ています。免税店の側からは、「免税店が不正利用防止の一義的な責任を負っているため、常にも否認リスクを意識せざるを得ない。」「店頭での手続業務負担や心理的負担から、訪日客に対する販売サービスに専念できない。」といった声も寄せられています。善良な旅行者は、店舗によって、免税購入の基準が異なり分かりづらく、トラブルにつながっています。また、免税購入ができないことで、買い物を楽しみに訪日した旅客の印象を損ねています。

本来は個人使用を前提にした免税制度が営利目的の転売に利用されるケースが相次いでおり、税制の公平性が失われています。免税制度の悪用では、外国人が海外の高級ブランド品を割安に購入し、それを転売して不当な利益を得る事例が多発しています。免税購入品の国内での横流しも深刻な問題となっています。出国時に商品を持ち出さずに国内で販売する行為により、消費税の徴収漏れが発生し、税収の減少に直結しています。

令和8年11月からリファンド方式は適用開始予定となっていますが、免税制度廃止論は与野党を超えて賛同する声広がっています。廃止することにより、約2,400億円の税収増になると試算されています。他方で、免税制度の廃止や大幅な見直しは、外国人観光客の購買意欲低下につながり、観光業界への影響は避けられません。

免税制度の見直しは税収確保と観光振興のバランスをとるうえで難しい問題となっています。

参考資料：財務省「令和7年度税制改正」、財務省・国税庁・経済産業省・観光庁「外国人旅行者向け免税制度の見直し（案）について」、nikkei matome「訪日外国人向け消費税免税制度の廃止案が自民党内で浮上」